

⑭福祉サービス

高齢者・障害者支援

- フレイル予防対策【地域包括ケア推進課／健康づくり課】
 - ・ 高齢者フレイル予防の取組である介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業及び地域リハビリテーション活動支援事業については、2年度・3年度は新型コロナウイルスのまん延防止対策により教室等を中止した期間もあったが、緊急事態宣言以降、5年5月まで感染防止対策を講じながら継続実施

【主な一般介護予防事業中止・再開の変遷】

時期	区の対応
2年4月～8月	【事業の中止】 ・ 介護予防教室（無料） ・ 新宿いきいき体操の普及啓発関係事業
2年4月～9月	【事業の中止】 ・ 介護予防教室（有料） ・ 介護予防のための体力測定事業 ・ 高齢期の健康づくり・介護予防出前講座
2年9月～ 3年3月	【事業再開】 ※定員を半分に以下にし、会場の広さの見直し等を実施 ・ 介護予防教室（無料） ・ 新宿いきいき体操の普及啓発関係事業
2年10月～ 3年3月	【事業再開】 ※定員を半分に以下にし、会場の広さの見直し等を実施 ・ 介護予防教室（有料） ・ 介護予防のための体力測定事業 ・ 高齢期の健康づくり・介護予防出前講座
3年4/27～9/30	・ 緊急事態宣言により事業中止（～5/11） ※その後、緊急事態宣言延長（～6/20）及び宣言再延長（～9/30）により事業中止を延長

<p>3年10/1～ 5年5/7</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言解除後、団体・事業者へ「基本的な感染防止策を徹底すること」を要請し、全ての事業を再開 【事業再開】※定員を半分にし、会場の広さの見直し等を実施 ・介護予防教室（有料・無料） ・介護予防のための体力測定事業 ・高齢期の健康づくり・介護予防出前講座 ・新宿いきいき体操の普及啓発関係事業
<p>5年5月8日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの5類感染症への移行により、各事業・教室等の定員を拡大

- ・コロナ禍の外出自粛により高齢者のフレイルの進行が懸念されたため、2年3月から自宅でできる運動やウォーキングを中心としたフレイル予防に関して、広報新宿への掲載及びオリジナルリーフレットの配布など、広く普及啓発を実施
- ・「しんじゅく 100 トレ」による地域活動支援については、コロナ禍においても、住民主体のグループが安心して活動を継続できるよう、2年7月には活動の場に出向いての支援を再開し、「新しい生活様式」の中での活動方法や感染予防対策について支援を実施



広報新宿掲載記事



オリジナルリーフレット

● 自立支援・障害児通所等給付費【障害者福祉課】

- ・サービス事業所での支援を避けた場合において、事業所が可能な範囲での支援の提供（居宅への訪問、音声通話及び Skype 実施など）を行ったと区が認める場合、2年3月1日から報酬の対象とする取扱いを実施

● 介護者の感染に伴う緊急ショートステイの実施【障害者福祉課／高齢者支援課】

- ・ 高齢者及び障害者を介護する家族が新型コロナウイルスに感染し、病院等での治療や療養のために介護ができなくなった場合、2年11月1日から5年6月30日まで全額公費負担で有料老人ホーム等の居室を提供し、高齢者及び障害者の緊急ショートステイを実施

対象	2年度		3年度		4年度	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
高齢者	1人	3日	3人	29日	12人	69日
障害者	0人	0日	0人	0日	0人	0日

● 陽性になった高齢者・障害者の自宅療養生活の支援【障害者福祉課／高齢者支援課】

- ・ 病床ひっ迫等により、在宅療養せざるを得ない要介護の高齢者及び障害者を支援するため、3年12月1日から全額公費負担で訪問介護等のサービスを提供するとともに、訪問介護事業所等に協力金（1訪問先当たり日額1万5千円）を支給

対象	訪問介護サービス等利用件数		事業者への協力金交付件数 [※]	
	3年度	4年度	3年度	4年度
高齢者	30件	136件	51件	191件
障害者	6件	11件	10件	43件

※1人で複数の事業所を利用するケースがあるため、支出済件数を計上

● 退院後の在宅生活支援体制の整備【高齢者支援課】

- ・ 感染拡大期の病床ひっ迫時において、陽性となって入院したことにより一時的に体力が低下し、退院後の在宅生活に不安のある概ね60歳以上の方に対して、在宅生活を支援するため、退院後に全額公費負担でヘルパーを派遣

対象期間	利用件数
4年2/17～3/31	3件
4年7/25～9/30	1件
4年12/1～5年2/28	0件

● 障害児等タイムケア事業における感染対策【障害者福祉課】

- ・利用者の感染者数の増加を受け、感染予防対策の強化を図るため、基本的な感染対策を実施（職員のマスク着用及び手洗い等の徹底、検温や体調管理の徹底、出入口扉の開放等、換気の徹底、共用部分の消毒等）

障害者施設関連事業の休止と感染予防

● 障害の理解促進・啓発（区内障害者福祉施設共同バザール）【障害者福祉課】

- ・国内の感染状況や区内障害者施設における感染者数の増加を受け、感染予防対策の強化を図るため、例年12月3日から12月9日までの「障害者週間」にあわせて実施している障害者自主制作品の展示・販売等のイベント（区・障害者施設共催）の中止及び内容変更を実施

年度	中止及び内容変更
2年度	・開催検討委員会役員会において中止が決定されたため、自主制作品の販売機会の代替として、12月3日から12月9日までの土日を除く5日間、区役所本庁舎地下で自主制作品の販売会を実施
3年度	・自主制作品の販売を取りやめ、12月6日から12月7日まで新宿駅西口イベントコーナーで障害者作品展のみ実施し、2年度同様、区役所本庁舎地下で自主制作品の販売会を実施
4年度	・12月6日から12月7日まで新宿駅西口イベントコーナーで、感染対策を徹底し、3年ぶりの自主制作品の展示・販売イベントを実施

● 指導検査の実施見合わせ【障害者福祉課】

- ・まん延防止等重点措置期間及び緊急事態宣言期間中は、実地検査は延期または中止とし、講座方式による集団指導は、オンラインにより開催

区分	2年度		3年度		4年度	
	予定	実績	予定	実績	予定	実績
実地指導	16件	9件	24件	15件	31件	29件
集団指導	2件	2件	2件	2件	2件	2件

● 感染防止対策としての事業所の休所等の措置【障害者福祉課／保健予防課】

- ・ 2年2月21日から区立障害者施設におけるプログラムを中止（①利用者等が一堂に会して行うレクリエーション、②公共交通機関やバスによる長時間の移動を伴うもの、③講座講習会、④感染リスクの高いもの等）
- ・ 2年10月から「新しい生活様式」に則り感染症対策を徹底したうえで実施を再開（以降、まん延防止等重点措置、緊急事態宣言の発令にあわせて実施を検討）
- ・ 宿泊研修や施設祭り等、施設における年間行事を中止（2年度～4年度）
- ・ 第19回区対策本部会議での決定に基づき、区立障害者施設の利用中止・休業等を実施

利用中止・休業等	施設名
飲食店の休業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高田馬場福祉作業所内「ベーカリーカフェまりそる」 ・ 障害者福祉センター内「ふれんど」
会議室等の貸出中止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉センター会議室 ・ あゆみの家会議室 ・ 生活支援センター多目的室会議室
その他事業の中止	<ul style="list-style-type: none"> ・ あゆみの家土曜ケアサポート ・ 障害者福祉センター内視覚障害者によるマッサージ室

- ・ 同時期に障害者施設内の同一グループ内で陽性者が判明した際に、利用者に対する通所自粛要請や施設休業を実施

区立施設	年度	陽性者報告数	休業実施数（一部休業含）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉センター ・ あゆみの家 	元年度	0人	0回
	2年度	3人（利用者3人、職員0人）	1回
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新宿福祉作業所 ・ 高田馬場福祉作業所 ・ 新宿生活実習所 	3年度	59人（利用者30人、職員29人）	2回
	4年度	206人（利用者122人、職員84人）	2回
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援センター 			

区有施設	年度	陽性者報告数	休業実施数（一部休業含）
・新宿あした作業所 ・西早稲田福祉作業所 ・まいペース	元年度	0人	0回
	2年度	1人（利用者1人、職員0人）	0回
	3年度	9人（利用者7人、職員2人）	0回
	4年度	15人（利用者10人、職員5人）	1回

入所施設	年度	陽性者報告数	休業実施数（一部休業含）
・シャロームみなみ風 ・けやき園	元年度	0人	0回
	2年度	0人	0回
	3年度	1人（利用者0人、職員1人）	0回
	4年度	29人（利用者14人、職員15人）	1回

● 区立施設でのワクチン集団接種【障害者福祉課】

- ・国内の感染状況が長期化するなか、基礎疾患等を有し感染リスクが高い障害者に対し、障害特性を理解し通い慣れた環境での接種を行うため、区立障害者施設及び一部の民間の障害者施設において、3年6月から施設内での新型コロナウイルスワクチンの集団接種（利用者・職員）を実施

区立障害者施設	接種回数	実施年月	接種者数
・障害者福祉センター ・あゆみの家 ・新宿福祉作業所 ・高田馬場福祉作業所 ・新宿生活実習所 ・シャロームみなみ風 ・新宿あした作業所 ・新宿第二あした作業所 ・西早稲田あした作業所 ・中落合あしたホーム	1回目	3年6月～7月	410人
	2回目	3年7月～8月	400人
	3回目	4年1月～3月	530人
	4回目	4年7月～9月	310人
	5回目	4年11月～12月	270人

コラム

～当事者の声～

重度障害者の日常を守るために

～区立障害者施設での対応～

(当時) 障害者福祉課長 稲川 訓子

区立施設に通所している重度の障害者は、感染リスクの高い方が多い。保護者からは、「感染防止のため施設を休所すべき」という意見と、「自宅での介護が困難なため休所しないで欲しい」という両方の意見があった。感染者が出た施設では、感染拡大を防止しつつ、最低限の事業縮小に止めるため、保健所と相談し、1件1件判断していった。やむなく休所した施設では、利用者が状況理解できずにパニックを起こしたという話をきいた。障害者通所施設は、当事者やその家族にとって、無くてはならない施設であることを改めて痛感した。

感染予防としては、施設でのワクチン接種を行った。通いなれた場所で、個々の障害特性を理解している施設の職員と嘱託医が対応するため、安心して接種をすることができた。通常業務以外に、ワクチンの管理や接種の準備など、施設職員の負担は増えたが、どの施設も利用者にとって必要なことだと認識し、対応してくれたことに感謝している。

新たな事象が起こるたびに、手探りではあったが、障害当事者にとって最も必要な対応を、障害者団体、保護者、施設職員と区が一緒になって考えてきたことで、乗り切れた3年間であった。

高齢者活動・交流施設の浴室利用の再開【地域包括ケア推進課】

- ・緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴う区対策本部会議の決定を受けて、利用を中止していた高齢者活動・交流施設の浴室利用について、3年12月1日からワクチン接種率が向上し、新規感染者数も一定の落ち着きを見せていることから、「浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づく感染拡大防止対策を行い、事前予約制、1時間2人入れ替え制として再開
- ・5類感染症への移行に伴い、5年5月8日から浴室利用の事前予約制等を廃止

介護サービス

- 介護サービス事業所に対する感染予防対策の強化【介護保険課／保健予防課】
 - ・介護サービス事業所の職員、利用者の感染者数の増加を受け、感染予防対策の強化を図るため、事業所にチェックリストを送付し、集計・分析結果を共有

実施時期	対象事業所	実施事業所数
2年5月	通所系事業所	94所
2年8月	入所系事業所	46所

- ・福祉部及び保健所の職員が通所系事業所を訪問し、チェックリストに基づき感染予防対策の取組状況の確認と助言を実施（3年度・4年度は、集団指導などの機会に感染予防について情報提供を実施）

実施時期	対象事業所	実施事業所数
2年度	通所系事業所	23所

- 介護人材確保・育成支援【介護保険課】
 - ・対面で実施していた介護サービス事業所の職員に対する研修について、都からの通知により、三密の回避を求められたことを受けて、2年度は三密の回避を図るため、2回のみ縮小して実施し、3年度はコロナ禍においても受講できるようオンライン形式に変更し13回実施

● 簡易陰圧装置・換気設備の設置支援【介護保険課】

- ・介護サービス事業所の職員、利用者の感染者数の増加を受け、介護サービス事業所の従事者及び利用者の感染リスク低減を図るため、2年度に入所系事業所4所に対し、簡易陰圧装置設置経費支援事業補助を実施（補助実績額 3,916,000 円）



簡易陰圧装置

■ 障害福祉・介護サービス事業所職員への PCR 検査【障害者福祉課／介護保険課】

- ・重症化リスクの高い障害者及び高齢者の感染拡大防止を目的として、障害者及び高齢者を介助・介護する事業所の職員を対象に、2年12月からPCR検査を実施

対象	3年度			4年度		
	事業所数	受検者数	陽性者数	事業所数	受検者数	陽性者数
障害者	158所	4,796人	1人	125所	6,614人	16人
介護	267所	5,832人	6人	217所	9,078人	22人
合計	425所	10,628人	7人	342所	15,692人	38人

■ 社会福祉施設等への感染防止資材の配布【地域福祉課／介護保険課】

- ・2年3月から12月にかけて、飛沫感染を防ぐ個人防護具が不足する状況を受け、介護従事者の感染リスク低減を図るため、マスク、エプロン等を区内の介護サービス事業所に配布（延べ1,115所）
- ・2年11月から4年3月にかけて、感染拡大防止のための衛生・防護用品（マスク、使い捨て手袋）が厚生労働省から区に送付されたことを受け、区内の社会福祉施設への配布を実施



感染防止資材（エプロン、使い捨て手袋）

生活困窮者への支援

● 住居確保給付金の支給【生活福祉課】

- ・ 離職等により住居を失う又は住居を失うおそれのある方に、「生活困窮者住居確保給付金」により家賃相当額を有期で給付し、安定した住居と就労の確保に向けた支援を実施
- ・ 2年4月20日の「生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令」施行に伴い、対象が従来の「離職等から2年以内の方」に加え「個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮している方」が追加

内訳	元年度	2年度	3年度	4年度
来所相談件数	101件	8,547件	5,406件	3,036件
申請件数	24件	3,350件	1,517件	563件

● 臨時相談窓口の開設【生活福祉課】

- ・ 都の「住居喪失不安定就労者・離職者等サポートセンター事業（TOKYO チャレンジネット）」において、新型コロナウイルスの影響による失業等に伴う住居喪失者等への対応として、都が確保したビジネスホテル等の緊急的な一時宿泊場所の活用について通知があったことを受けて、区は年末年始閉庁期間において生活困窮者からの相談に対応するため、2年12月29日、30日及び3年1月2日に臨時相談窓口を開設

内容	12月29日	12月30日	1月2日	合計
緊急一時宿泊場所提供者数	8件	10件	4件	22件
生活保護申請受理	1件	0件	1件	2件

相談のみ	1件	2件	3件	6件
電話問合わせ	3件	7件	5件	15件
合計	13件	19件	13件	45件

● ネットカフェ難民への対応【生活福祉課】

- ・緊急事態措置によるネットカフェの休業により、居場所を失った住居喪失者等に対して、都が緊急一時宿泊場所としてビジネスホテル等の提供を行う「TOKYO チャレンジネット」事業を実施したことから、区においても、当該事業と連携し、居住の確保を必要とする生活困窮者へ緊急一時宿泊場所を提供

期間		2年 4/11～7/7 (大型連休含む)	2年 12/21 ～3年 3/22	3年 4/15～6/15 (大型連休含む)
緊急一時宿泊場所を提供した人数		179人	96人	77人
終了後 の 移行先	生活保護申請	78人	14人	7人
	自立支援制度活用	48人	9人	0人
	東京チャレンジネット	12人	1人	62人
	支援希望なし	41人	72人	8人

● 生活困窮者自立支援金【生活福祉課】

- ・新型コロナウイルスの影響が長期化したため、特例貸付が利用できない世帯に対して、生活困窮者自立支援金を支給することにより、就労自立や生活保護受給につなげるための支援を実施

【生活困窮者自立支援金の状況】

申請期間	年度	来所相談件数	申請件数
3年 7/1～ 4年 12/31	3年度	6,473件	3,813件
	4年度	2,896件	1,376件

● 生活保護の運用【生活福祉課】

- ・生活保護制度においては、必要な方に対して確実に保護を実施するという制度の基本的な考え方があることから、2年3月10日以降、厚生労働省及び都から随時発出される保護の適用等について緩和措置等の通知を踏まえて、制度を弾力的に運用（新型コロナウイルスの影響により生活保護受給者の大幅な増加が懸念されたが、減少傾向で推移）

【コロナ禍における生活保護世帯数等の推移（各年10月現在）】

年度	区			都		
	被保護世帯数	被保護人員	保護率	被保護世帯数	被保護人員	保護率
2年度	8,886世帯	10,032人	29.0%	231,404世帯	282,240人	20.2%
3年度	8,735世帯	9,838人	28.3%	231,818世帯	280,484人	20.0%
4年度	8,718世帯	9,757人	27.8%	231,718世帯	278,247人	19.8%

● 緊急小口資金・総合支援資金（特例貸付）【地域福祉課】

- ・厚生労働省からの通知を受けて、2年3月25日より新型コロナウイルスによる収入の減少世帯を対象とした緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を実施し、その後、総合支援資金の延長受付や再貸付についても実施（4年9月末で終了）

【申請件数】

種別	申請件数
緊急小口資金	14,479件
総合支援資金(延長・再貸付含む)	24,079件

※新宿区社会福祉協議会が相談・申請受付窓口となり、東京都社会福祉協議会が貸付を実施

コ ラ ム

～当事者の声～

コロナ禍で収入が減少した方への特例貸付

～新宿社協の取組み～

(当時) 新宿区社会福祉協議会事務局長 吉村 晴美

社協の貸付事業は、単なる金銭的支援ではなく、対象者に寄り添う相談支援を通して生活再建を目指すものです。特例貸付は、大きな災害やリーマンショックのような経済対策が必要な出来事が発生した際に、通常の運用を緩和するなどして実施されるものですが、本来基本スタンスの変更はありません。しかし、コロナ禍の特例貸付は、影響が広範囲かつ長期化していく中で、迅速性や手続きの簡便性が最優先となっていました。また、感染予防のため人的接触をできる限り避ける必要性も大きく、徐々に本来の社協業務とは乖離していくというジレンマも抱えながら、業務を進めることとなりました。そのような状況下でも、職員は他部署も含めて協力し、知恵を出し合い、申請者の中には日本語の苦手な方が多いことや、コロナの影響を直接受けた小規模飲食店の従業員が多く全国でもトップクラスの申請者数があったこと等々の新宿の特性に向き合いながら、利用者支援の視点を忘れることなく、業務を遂行してくれたと思っています。